

お得意先の信頼もますます得られますので（笑い）。

**宮下** 和田さんのような事情で労働者派遣事業の届出をするのではなく、新たに人材派遣業の登録をするような法人の場合には、また別のメリット、デメリットを考えなければいけません。

今回の和田さんのケースには直接は関わってこないのですが、簡単にまとめてみましょう。

### ●一般労働者派遣事業

**メリット**：社会保険等に加入しなくてもよいので、人件費等のコストがかからない。さまざまな業務に派遣することが可能なので、ニーズが多い。常用雇用労働者の派遣もできる

**デメリット**：許可が必要である。また、事業所当たりの基準資産額が一〇〇万円以上、自己資金が八〇〇万円以上であることが要求されるなど、財産的なハードルが高い。

### ●特定労働者派遣事業

**メリット**：専門職（IT技術者など）に特化して派遣することが可能。届出制度なので、要件が厳しくない。

**デメリット**：自社で社員を雇用しなければならぬので、人件費をはじめコストがかかる。

**宮下** 最近では、偽装請負の問題がクローズアップされていることもあって、派遣登録を新たにしている企業は増えている傾向にあります。

**和田** そうですね。やはりきっちりとした法律違反にならないように対処していきたいです。私のところも業績が今後も伸びるようであれば、一般労働者派遣事業もしてみようかな（笑）。

**宮下** 経営者にとっては「特定」よりも「一

般」のほうが、保険料などがからないことを考えると魅力的ではありませんね。でも、和田さん本来の専門分野であるネットワーク・システムのほうに注力されたほうが、いいんじゃないですか（笑）。

**和田** そうですね。欲を出さずに、信頼できる社員と一緒にこれからもがんばっていきたいと思います。今日はどうもありがとうございます。

**宮下** ご活躍お祈りしております。

平成20年度国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験要領

## 税務職員募集のお知らせ

平成20年度国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験

受験資格	昭和62年4月2日～平成3年4月1日生まれの方	
試験の程度	高等学校卒業程度	
申込受付期間	平成20年6月24日（火）～7月1日（火）（郵送の場合 7月までの通信日付印有効）	
申込書提出先	人事院近畿事務局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60 TEL 06-4796-2191	
試験内容及び試験内容	第1次試験 平成20年9月7日（日） 教養試験、適正試験、作文試験 第2次試験 平成20年10月16日（木）～10月23日（木）の指定する一日 人物試験、身体検査	
合格者発表日	第1次試験合格者発表日	平成20年10月9日（木）
	最終合格者発表日	平成20年11月13日（木）
試験地	第1次試験 京都市、福知山市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、田辺市 第2次試験 第1次試験合格通知書で通知	
採用予定数	約55名（近畿地域）〔平成20年3月現在のものであり、変動する場合があります。〕	
問い合わせ先	大阪国税局人事第二課試験係（TEL 06-6941-5331）又は 葛城税務署総務課（TEL 0745-22-2721）	
その他	採用に関する情報は、国税庁ホームページ （ <a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a> ）「採用案内」にも掲載しています。	

大阪国税局・葛城税務署

